

## 地方自治法改正の状況（地方議会関係・地方分権一括法以降）

### 1 議員定数及び議案の提出要件等に関する改正（平成 11 年 7 月）

平成 10 年 5 月に閣議決定された地方分権推進計画を具体化するために政府は、平成 11 年 3 月「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」（地方分権一括法）を作成し、国会に提出した。この地方分権一括法は、地方分権の推進に必要な 475 本の法律を一本の法律で改正するものである。その中心は、地方自治法の改正であり、地方公共団体の行財政能力の一層の向上と行政体制の積極的な整備・確立を進めるため、自主的な市町村合併の推進や中核市の指定要件の緩和、特例市制度の創設などである。特に、地方議会については、新たな、議員定数の定め方、議会審議の活性化のための改正が行われた。

#### （1）条例による議員定数制度の導入

法定定数制度を廃止し、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとするもの。

（90 条及び 91 条）

#### （2）議案の提出要件及び修正動議の発議要件の緩和

「8 分の 1 以上の者の賛成」及び「8 分の 1 以上の者の発議」を、「12 分の 1 以上の者の賛成」及び「12 分の 1 以上の者の発議」と改めるもの。（112 条、115 条の 2）

### 2 国会への意見書の提出、政務調査費の制度化及び常任委員会数に関する改正（平成 12 年 5 月）

#### （1）国会への意見書の提出

地方議会の意見書がこれまでの関係行政庁に加え、国会にも提出できることとするもの。

#### （2）政務調査費の制度化

法的根拠のある「政務調査費」として、条例による交付を制度化するもの。

#### （3）常任委員会数の条例化

地方議会における人口段階別の常任委員会数の制限の規定を廃止し、その数を条例で定めることとするもの。

### 3 直接請求、住民監査請求制度・住民訴訟制度の見直し、議員派遣の制度化、議会における点字投票に関する改正（平成 14 年 3 月）

#### （1）直接請求の要件緩和等

ア、地方公共団体の議会の解散及び議員・長・主要公務員の解職の直接請求について必要署名数の要件を緩和

- ・従来の 3 分の 1 から、有権者数 40 万（人口 50 万程度）を超える団体については、その超える数につき 6 分の 1 と要件を緩和するもの。

イ、条例の制定改廃請求における請求代表者の意見陳述機会の保障

**(2) 住民監査請求制度・住民訴訟制度の見直し**

長や職員等が個人として被告になっていた4号訴訟を、執行機関が被告となる訴訟に再構成し、執行機関が敗訴した場合に、個人の責任が追及される構成とするもの(242条, 第242条の2)

**(3) 議員派遣についてその根拠及び手続きを明確化**

議会は、議案の審議又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとするもの。

**(4) 議会における選挙において点字投票を導入するもの**

**4 公の施設の管理に関する制度に関する改正(平成15年6月)**

従来管理委託制度を改正し、地方公共団体の指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度を新設。指定管理者は議会の議決を経て指定するもの。

**5 議会の定例会及び条例の事務処理の特例に関する改正(平成16年5月)**

**(1) 議会の定例会に関する事項**

普通地方公共団体の議会の定例会について、回数に係る制限を無くし、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならないものとするもの。

**(2) 条例の事務処理の特例に関する事項**

市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができるものとするもの。

**6 議長への臨時会の招集請求権の付与、専決処分の要件の明確化、委員会制度、専門的知見の活用に関する改正(平成18年5月)**

**(1) 議長への臨時会の招集請求権の付与**

議長は、議会運営委員会の議を経て、長に対し臨時会の招集を請求することができるものとするもの。

**(2) 専決処分の要件の明確化**

長が専決処分をすることができることとなる要件を明確化するもの。

**(3) 委員会制度**

ア、議員の複数常任委員会への所属制限を廃止するもの。

イ、委員会の委員につき、閉会中でも、議長が指名することによって選任ができるものとするもの。

ウ、委員会に議案提出権を認めるものとするもの。

**(4) 専門的知見の活用**

議会は、議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的

事項に係る調査を，学識経験者等にさせることができることとするもの。

**7 議会活動の範囲の明確化，議員の報酬に関する規定の整備に関する改正（平成 20 年 6 月）**

**（1）議会活動の範囲の明確化**

議会が会議規則の定めるところにより，議案の審査又は議会の運営に関し，協議又は調整を行うための場を設けることができることとするもの。

**（2）議員の報酬に関する規定の整備**

議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法に関する規定から分離するとともに，報酬の名称を議員報酬に改めることとするもの。

**8 議決対象の拡大，議員定数の法定上限を撤廃，基本構想を議決対象とする条文の削除に関する改正（平成 23 年 4 月現在，衆議院にて審議中）**

**（1）議決対象の拡大**

地方議会が条例で追加できる議決事件に法定受託事務を追加するもの（現在，自治法 96 条 2 項の規定により除かれている）。

**（2）議員定数の法定上限を撤廃**

現在，自治法 91 条で規定されている市町村議会の議員定数の上限を撤廃するもの。

**（3）基本構想を議決対象とする条文の削除**